

騒音規制法、振動規制法の届出について

特定施設一覧表

(1) 騒音規制法に係る特定施設 (騒音規制法施行令 別表第1)

施設の種類	規模・能力
<p>(1) 金属加工機械</p> <p>イ. 圧延機械</p> <p>ロ. 製管機械</p> <p>ハ. ベンディングマシン</p> <p>ニ. 液圧プレス</p> <p>ホ. 機械プレス</p> <p>ヘ. せん断機</p> <p>ト. 鍛造機</p> <p>チ. ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ. プラスト</p> <p>ヌ. タンブラー</p> <p>ル. 切断機</p>	<p>原動機の定格出力の合計22.5kw以上のもの</p> <p>すべてのもの</p> <p>ロール式のものであって原動機の定格出力3.75kw以上のもの 矯正プレスを除く</p> <p>呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの</p> <p>原動機の定格出力3.75kw以上のもの</p> <p>すべてのもの</p> <p>すべてのもの</p> <p>タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く</p> <p>すべてのもの</p> <p>といしを用いるもの</p>
<p>(2) 空気圧縮機及び送風機</p>	<p>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力7.5kw以上のもの</p>
<p>(3) 土砂用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機</p>	<p>原動機の定格出力7.5kw以上のもの</p>
<p>(4) 織機</p>	<p>原動機を用いるものに限る</p>
<p>(5) 建設用資材製造機械</p>	
<p>イ. コンクリートプラント</p>	<p>気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量0.45m³以上のもの</p>
<p>ロ. アスファルトプラント</p>	<p>混練機の混練重量が200kg以上のもの</p>
<p>(6) 穀物用製粉機</p>	<p>ロール式のものであって、原動機の定格出力7.5kw以上のもの。</p>
<p>(7) 木材加工機械</p>	
<p>イ. ドラムバーカー</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>ロ. チッパー</p>	<p>原動機の定格出力2.25kw以上のもの</p>
<p>ハ. 碎木機</p>	<p>すべてのもの。</p>
<p>ニ. 帯のご盤</p>	<p>製材用のものにあつては、原動機の定格出力15kw上のもの</p>
<p>ホ. 丸のご盤</p>	<p>木工用のものにあつては、原動機の定格出力2.25kw以上のもの</p>
<p>ヘ. かなな盤</p>	<p>製材用のものにあつては、原動機の定格出力15kw上のもの</p>
<p>ヘ. かなな盤</p>	<p>木工用のものにあつては、原動機の定格出力2.25kw以上のもの</p>
<p>ヘ. かなな盤</p>	<p>原動機の定格出力2.25kw以上のもの</p>
<p>(8) 抄紙機</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>(9) 印刷機械</p>	<p>原動機を用いるもの</p>
<p>(10) 合成樹脂用射出成形機</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>(11) 鋳造型機</p>	<p>ジョルト式のもの</p>

(2) 振動規制法に係る特定施設（振動規制法施行令 別表第1）

施設の種類	規模・能力
<p>(1) 金属加工機械</p> <p>イ. 液圧プレス</p> <p>ロ. 機械プレス</p> <p>ハ. せん断機</p> <p>ニ. 鍛造機</p> <p>ホ. ワイヤーフォーミングマシン</p> <p>(2) 圧縮機</p> <p>(3) 土砂用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機</p> <p>(4) 織機</p> <p>(5) コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械</p> <p>(6) 木材加工機械</p> <p>イ. ドラムバーカー</p> <p>ロ. チッパー</p> <p>(7) 印刷機械</p> <p>(8) ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機</p> <p>(9) 合成樹脂用射出成形機</p> <p>(10) 鋳造型機</p>	<p>矯正プレスを除く</p> <p>すべてのもの</p> <p>原動機の定格出力1kw以上のもの</p> <p>すべてのもの</p> <p>原動機の定格出力が37.5kw以上のもの</p> <p>一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kw以上のもの</p> <p>原動機の定格出力が7.5kw以上のもの</p> <p>原動機を用いるもの</p> <p>原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のもの</p> <p>原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの</p> <p>原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの</p> <p>すべてのもの</p> <p>原動機の定格出力が2.2kw以上のもの</p> <p>原動機の定格出力が2.2kw以上のもの</p> <p>カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のもの</p> <p>すべてのもの</p> <p>ジョルト式のもの</p>

* 指定地域内に騒音規制法・振動規制法で定められている特定施設を設置する場合や変更する場合は届出や規制の対象となります。特定施設を設置しようとする場合は、**設置工事の開始30日前まで**に「特定施設設置届出書」の提出が必要です。必要書類を添付のうえ、環境課へ届出をお願いします。

届出部数は正副2部です。（1部は審査後に返却します。）

* 工業専用地域に設置する場合は、騒音規制法、振動規制法の届出は不要です。敦賀市環境保全条例の届出のみとなります。